

衆議院財務金融委員会ニュース

【第 211 回国会】令和 5 年 6 月 2 日（金）、第 20 回の委員会が開かれました。

1 金融に関する件（破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（令和 4 年 8 月報告及び 12 月報告）

- ・鈴木金融担当大臣から説明を聴取しました。

2 財政及び金融に関する件

- ・鈴木財務大臣兼金融担当大臣、藤丸内閣府副大臣、井出文部科学副大臣、伊佐厚生労働副大臣、西田国土交通大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）日本銀行総裁 植田和男君

（質疑者）岸信千世君（自民）、伊藤渉君（公明）、階猛君（立憲）、藤岡隆雄君（立憲）、櫻井周君（立憲）、藤巻健太君（維新）、岬麻紀君（維新）、前原誠司君（国民）、田村貴昭君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

岸信千世君（自民）

- （1） 令和 5 年 5 月の G 7 サミットを我が国で開催できた意義及び成果並びに G 7 議長国としての残りの任期の間に追求する成果
- （2） 防衛施設の強靱化を含む防衛力の強化、防衛費の増額及び財源確保の必要性
- （3） 効果的な少子化対策の方策及び将来世代にツケを回すことなく安定的に財源を確保していく方法
- （4） 高齢者等による適切な投資・資産運用を促していく方策及び金融リテラシーの向上の方策

伊藤渉君（公明）

- （1） 賃上げにつながる価格転嫁を円滑に進めるため、各種業界団体協力の下、業界ごとの適正価格の目安や考え方を示すなど、取引価格の適正化に向けた取組を一層強化することへの政府の見解
- （2） 賃上げを税制においても粘り強く促進していくため、より効果的な賃上げ税制の構築に向けた検討を重ねていく重要性
- （3） 改正パートタイム・有期雇用労働法の全面施行後も同一労働同一賃金の取組が進んでいない企業が存在する状況の改善に向けた取組
- （4） 健康長寿社会の実現に向けた一環としての帯状疱疹ワクチンの定期接種化の検討状況

階猛君（立憲）

- （1） 近日公表予定の「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」において、2025（令和 7）年度プライマリーバランス（P B）黒字化目標を維持するのか否かについての大臣の所見
- （2） 2025 年度以降 P B 黒字化が実現すると仮定した場合の、政策経費である防衛費の一部を国債発行で賄うこととした防衛力整備計画との整合性
- （3） 2025 年度以降について、防衛費を国債発行で賄わない従来の方針に戻すべきとの指摘に対する大臣の所見
- （4） 令和 5 年 1 月 30 日の衆議院予算委員会において提案した中期財政フレーム創設に関する対応の進捗状況
- （5） 新たな少子化対策の予算の影響を反映した中長期の経済財政のフレームを創設することについての大臣の所見

- (6) 少子化対策のメニューだけでなく、そのための財源や国民負担について国民に示すべきとの指摘に対する大臣の所見
- (7) 令和5年5月29日に公表された日銀の令和4年度決算に関し、増加した当期剰余金の大部分を国庫納付金の増額に充てたことについて、将来の金融政策正常化の際への備えとしての各損失引当金の積み増しに充てなかったことを懸念する声に対する日銀総裁の所見
- (8) 日銀の国庫納付金の増額による国の決算剰余金の増加分が防衛財源に充てられるのか否かの確認
- (9) 異次元の金融政策によって家計の預貯金に利息がほとんど付かないことも考慮し、日銀の国庫納付金を少子化対策の財源に充てることで家計に還元することについての大臣の所見

藤岡隆雄君（立憲）

- (1) 「こども未来戦略方針」の素案（令和5年6月）
 - ア 財源フレームが示されなかった理由
 - イ 令和5年6月に予定される骨太の方針の発表までに財源フレームの詳細を示すべきではないかとの意見に対する大臣の考え
 - ウ 令和5年5月31日に岸田内閣総理大臣からこども・子育て予算の5,000億円の積み増しを指示され翌6月1日に素案へ反映したことに関して財源確保に対する大臣の自信及び1日で財源を精査することの可否
 - エ 素案で提示されたこども・子育て財源の確保のための歳出改革とは社会保障費を削ることであるか否かの確認及び念頭に置いている具体的な費目
 - オ こども・子育て財源の確保のための増税がなされないことの確認
 - カ 6月の骨太の方針の決議までに財源フレームの詳細を示すべきではないかという意見に対する藤丸内閣府副大臣の考え
 - キ 「歳出改革等による公費と社会保険負担軽減等の効果を活用する」という箇所についての政府の考え方の確認
 - ク 上記キに対する大臣の答弁「社会保障制度改革において国費の支出で負担が下がる」の具体的な意味
- (2) 日銀の物価安定目標及び金融緩和政策
 - ア 日銀総裁が物価安定目標2%の達成時期を提示しない理由の確認
 - イ 黒田元日銀総裁が物価安定目標2%の達成時期を示していたことが不適當であったか否かの確認
 - ウ 政府・日銀の共同声明（「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」（平成25年1月22日））
 - a 物価安定目標2%を「できるだけ早期に実現することを目指す」は達成できなかったという評価の当否
 - b 「できるだけ早期に」の時期的な目安についての日銀総裁の見解
 - c 「日本経済の競争力と成長力の強化に向けた幅広い主体の取組の進展」の有無についての日銀総裁の見解
- (3) 国際金融センターとしての東京の世界的な地位の低下防止に対する大臣の見解
- (4) 経済財政諮問会議（令和5年5月15日）において清滝信宏氏が指摘した異次元の金融緩和の長期化の問題点に対する日銀総裁の見解

櫻井周君（立憲）

- (1) ミャンマーへの支援
 - ア 海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）が損失計上をせず、それを公表もしない理由
 - イ ミャンマー向けの貸付実行を停止すべきとの意見に対する大臣の見解

- (2) 「歴史的転機における財政」（令和5年5月29日財政制度等審議会建議）で言及された円安と物価高の悪循環を生むような経済政策を続けることの是非に対する大臣及び日銀総裁の見解
- (3) 日銀の金融緩和政策
 - ア 政府が補助金を支給するほど物価上昇が進む現在の状況は物価安定目標2%を達成したといえないのかとの確認に対する日銀総裁の見解
 - イ 今はETF及びJ-REITを買い入れるのではなく、売却すべきタイミングであるとの意見に対する日銀総裁の見解
- (4) 途上国の債務再編についての取組状況
- (5) 消費税のインボイス制度を導入するのであれば、せめて失効している消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法を再度措置すべきとの意見に対する大臣の見解

藤巻健太君（維新）

- (1) 五百円硬貨の刷新
 - ア 自動販売機等で新五百円硬貨が使用できない問題が指摘される中での硬貨刷新に対する政府の見解
 - イ 全国全ての自動販売機等の新硬貨への対応による社会的コストについて政府が検討したか否かの確認
- (2) キャッシュレス決済
 - ア 今後の方向性についての大臣の見解
 - イ 普及を妨げる要因
 - ウ 交通系ICカードSuicaのチャージ上限額を2万円とする設定は非合理的であるとの意見に対する政府の見解
 - エ 店員が持ち主の目の届かない場所でクレジットカード決済を行う商慣習に対する政府の見解
 - オ 多様なキャッシュレス決済サービスが乱立し利用者にとって違いが分かりにくいとの見方もある中での政府の現状認識
 - カ 電子決済のセキュリティ上の問題や災害時に利用できなくなる懸念等に対する政府の見解

岬麻紀君（維新）

給与のデジタル払いの解禁

- ア 解禁により見込まれる利用率
- イ 現在の銀行業界における決済ビジネスの状況
- ウ 保証機関との契約コストの高さ等により参入する資金移動業者の数が不透明との懸念に対する政府の見解
- エ デジタル給与解禁によるキャッシュレス化の進展への寄与
- オ 国家公務員へのデジタル給与払いに対する現在の検討状況
- カ 外国人労働者へのデジタル給与払いに関する外国人労働者の利便性向上についての具体的課題
- キ 上記カの利便性向上と規制の両立に向けた具体的施策

前原誠司君（国民）

我が国の資産運用

- ア 政府の資産を運用して新たな財源とすることに対する大臣の見解

- イ 経済財政諮問会議（令和5年4月26日）において、岸田総理が「資産運用業等を抜本的に改革することが重要だ」として、資産運用会社の運用能力を強化するよう金融庁に指示したことは、家計の金融資産の半分を占める1千兆円の現預金を投資に回すこと及び運用利回りを上げることが目的であることの確認
- ウ 運用会社等の利回りを高めていくために目利きの人材育成が重要であるとの意見についての大臣の見解
- エ 大学ファンド
 - a 国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）における令和4年度の運用実績
 - b ファンドの年間運用目標を4.49%とした根拠
- オ 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用目標を上げるため、ポートフォリオを見直す可能性についての政府の見解

田村貴昭君（共産）

消費税のインボイス制度

- ア インボイス制度の実施に際して公正取引委員会が行う独占禁止法違反行為の調査等
 - a 公正取引委員会が独占禁止法違反行為の未然防止の観点から注意を行なった発注事業者の確認
 - b 業務委託契約の販売員に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げる等の説明を行った大手飲料メーカーに対する公正取引委員会の対応の確認
 - c 公正取引委員会が行う同調査の妥当性
 - d 仕入れ税額控除に関する問題が発生していることを踏まえ、インボイス制度の導入中止又は実施延期を決断すべきとの意見に対する大臣の見解
- イ 日本たばこ産業株式会社（JT）が、全国たばこ耕作組合中央会を通じ、インボイス制度実施以降、免税事業者である葉たばこ農家に対して消費税相当額を支払わない対応とする旨の説明をした事例
 - a JTの葉たばこ農家に対するインボイス制度の実施に関連した説明の現状確認及び同制度の実施に伴う経過措置の周知が徹底されていないことが葉たばこ農家への混乱を招いたとする指摘に対する政府の見解
 - b 免税事業者である葉たばこ農家が負担した仕入れに係る消費税分の今後の取扱い
 - c 財務省及びJTは葉たばこ農家の要請等に耳を傾けるべきとの意見についての大臣の見解

3 金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）

- ・鈴木金融担当大臣から趣旨の説明を聴取しました。